

# 平成20年3月告示 新しい学習指導要領美術改訂のポイント

## 1 新しい指導要領で、美術に求められているものは何でしょうか？

### 「生きる力」

- ・基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や、感動する心などの豊かな人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力 など

生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

## 2 教科の目標や内容の構成はどのように変わったのでしょうか？

現行学習指導要領の趣旨は引き継ぎ、育成する資質や能力を一層明確にして内容を整理しました。

### 【 教科の目標と学年の目標及び内容構成の関連 】

目標に「美術文化についての理解を深め」が付加されました。

これからの国際社会で活躍する日本人を育成するためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承し・発展させるための教育や、異なる文化や歴史に敬意を払い、人々と共存していこうとしてよりよい社会を形成していこうとするための教育を充実させる必要があります。

「A表現」を「発想や構想の能力」と「創造的な技能」で整理し、これらを組み合わせて題材を構成するようにしました。

「(1)感じ取ったことや考えたことを基にした発想や構想」「(2)目的や機能を考えた発想や構想」「(3)発想や構想したことなどを基に表現する技能」とし、原則として(1)と(3)又は、(2)と(3)

教科の目標	学年の目標	内容の構成（2学年ごと）		
		項目	事項	
表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊にし、美術の基礎的な能力を伸ばし、 <u>美術文化についての理解を深め</u> 、豊かな情操を養う。	(1) 美術の学習への関心や、意欲、態度に関する目標	A 表現	(1) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想	ア 主題の創出 イ 主題などを基にした表現の構想
	(2) 表現に関する目標 (発想や構想の能力、創造的な技能)		(2) 目的や機能を考えた発想や構想	ア 構成や装飾を考えた発想や構想 イ 伝達を考えた発想や構想 ウ 用途や機能などを考えた発想や構想
			(3) 発想や構想をしたことなどを基に表現する技能	ア 創意工夫して表現する技能 イ 見通しをもって表現する技能
	(3) 鑑賞に関する目標	B 鑑賞	(1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう鑑賞	造形的なよさや美しさなどに関する鑑賞 生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞 美術文化に関する鑑賞
	共通事項		(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して指導	ア 形や色彩などがもたらす感情の理解 イ 対象のイメージの把握

「B鑑賞」が整理されました。

「B鑑賞」を「造形的なよさや美しさなどに関する鑑賞（批評するなどの言語活動）」「生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞」「美術文化に関する鑑賞」で整理しました。

・第1学年は、アが、イが、第2学年及び第3学年は、アが、イが、ウが としました。

【共通事項】が新設されました。

【共通事項】を設け、表現及び鑑賞の学習の中で共通に指導することにより、生徒が形や色彩などを豊かにとらえながら、表現や鑑賞の能力を育成するようにしました。

【共通事項】は、「A表現」「B鑑賞」において、共通に必要な資質や能力であり、すべての学習の支えとなるものです。

### 3 指導計画の作成と内容の取扱い は、どのように変わりましたか？

#### 【 美術における 指導計画作成上の留意点と内容の取扱い について 】

##### 1 指導計画作成上の留意点

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導は相互の関連を図ること。
- (2) 〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (3) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)及び(2)と、(3)は原則として関連付けて行い、(1)及び(2)それぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにする。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)及び(2)それぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
- (4) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも適切かつ十分な授業時数を確保すること。
- (5) 道徳の時間などとの関連を考慮しながら、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

##### 2 内容の取扱い

- (1) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や能力、発達特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。
  - ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。
  - イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。
  - ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。
  - エ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。
- (2) 各学年の「B鑑賞」の題材については、日本及び諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること。
- (5) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。

### 4 移行期間はどのように取り組めばよいでしょうか？

「移行期間中においては、可能な限り新学習指導要領での指導に取り組むとともに、現行学習指導要領により指導する場合も、新学習指導要領を参考に育成する資質や能力を明確にして指導すること。」とされています。

これまでの指導内容を新しい学習指導要領の視点で見直し、「ねらい」を明確にしながら授業を行っていくことが必要です。

### 5 新しい指導要領に基づいて実践するに当たりどのようなことを留意すればよいでしょうか？

新学習指導要領の趣旨や内容の理解を図るとともに、次のような点について確認しておくことが必要です。

#### 【 美術における留意点 】

- 1 第1学年の「B鑑賞」における『美術文化に関する鑑賞の学習』及び第2学年及び第3学年の「B鑑賞」における『生活を美しく豊かにする美術の働きに関する指導』など、新しく入れた内容について、具体的な題材を開発しましょう。
- 2 〔共通事項〕についての理解を図り、指導案にどのように示すか、実践にどのようにつなげていくかを検討しましょう。
- 3 美術科における言語活動は、友達と話し合ったりしながら表現や鑑賞の活動を行ったり鑑賞賞において、自分の感じたことや考えたことなどを自分の価値意識を大切にしながら話したり、根拠をもって批評するなどの活動が考えられます。